

## 生駒市規則第19号

生駒市病院事業会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年5月24日

生駒市長 小 紫 雅 史

### 生駒市病院事業会計規則の一部を改正する規則

生駒市病院事業会計規則（平成22年12月生駒市規則第26号）の一部を次のように改正する。

第19条第6項に次のただし書を加える。

ただし、会計管理者が繰替払をするときは、この限りでない。

第27条の次に次の1条を加える。

（繰替払）

第27条の2 会計管理者が繰替払をしたときは、繰替払報告書を作成し、これに関係書類を添えて、主管課長に送付しなければならない。出納取扱金融機関又は収納取扱金融機関から繰替払をした旨の繰替払報告書の送付があったときも、同様とする。ただし、収入の徴収又は収納の事務を委託する場合の委託手数料については、当該事務の委任を受けた者が、繰替払をした者に代わって、会計管理者の承認を受けた様式により主管課長に報告することができる。

2 主管課長は、前項の繰替払報告書の送付（同項ただし書の規定による報告を含む。）を受けたときは、振替の手続により振替伝票を発行し、市長の決裁を受けなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。